

## 群馬県河川整備計画審査会公開規定

## (目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画審査会（以下「審査会」という。）設置要領第7条の条項に基づき、審査会の公開の方法を定めるものである。

## (会議の公開)

第2条 会長は、会議において取扱う情報が、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は審査会の委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を持って、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

## (審査会開催の周知)

第3条 審査会の開催が決定した場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに群馬県河川課ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

## (審査会の傍聴)

第4条 審査会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

## (資料の配付)

第5条 審査会で委員に配布される資料は、審査会の場で傍聴人に配布する。ただし、審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料や、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは、配布しないものとする。

## (資料等の公開)

第6条 審査会で委員に配布された資料は、HPにて公表する。ただし、公表審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある資料や、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは、公表しないものとする。

- 2 事務局は、会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、HPにて公表するものとする。

(その他)

第7条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、審査会で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。